

人吉市発注工事等の契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和5年6月1日から人吉市発注工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証・前払金保証の保証書等について、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）での提出ができるようになりましたので、お知らせします。

なお、現時点で電子証書等の発行を予定している保証機関は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）です。

また、引き続き紙媒体での保証証書等による提出も可能です。

1. 電子証書等の提出方法



【保証事業会社が発行する電子証書の場合】

契約書関係書類を提出される際に、保証事業会社より発行された電子保証に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報（電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ）を印刷し併せて提出してください。

2. 運用開始日について

令和5年6月1日以降に新たに工事請負契約等を締結するものから、電磁的記録により発行された保証証書等の提出を可能とします。

問合せ先 財政課契約検査係 0966-22-2111 内線3226

※申込、提出方法等については、各保証事業会社にお問合せください。